



日田市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : こども未来課
措置の内容 : 別紙のとおり

令和8年1月29日

日田市監査委員
同

小ケ内 聡行
梶原 信幸

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【こども未来課】</p> <p>○施設管理について</p> <p>日田市有財産規則第 18 条に、課長等は、その管理する市有財産につき常にその現況を把握し、市有財産の維持、保持及び使用の適否について注意しなければならないと規定されている。</p> <p>こども未来課の現地監査を実施したところ、こども未来課が所管する土地について、近隣住民が私的に使用している事例が見受けられた。</p> <p>市が所有する土地は、重要な財産であることから、今後、早急に近隣住民と話し合い、適切な管理を行われたい。</p> <p>【各児童館】</p> <p>○公印管理について</p> <p>天瀬児童館、大山児童館、松原児童館の公印については、令和 2 年 3 月 31 日付日田市公印規則にて廃止することとなっていたが、現地調査において確認したところ、廃止すべき公印の廃止手続きがなされておらず、総務課に引き継がれることなく、中央児童館にて一括して保管されていた。</p> <p>公印については、日田市公印規則において、その取扱いが定められており、適切に管守すべきものであるため、早急な対応を行われたい。</p>	<p>【こども未来課】</p> <p>施設管理については、ご指摘をいただきました。こども未来課が所管する土地を私的に使用している件であり、日田市有財産規則第 18 条によりまして、市の所有地は常にその状況を把握し、適切に管理しなければならないことは認識しております。</p> <p>当該地につきましては、児童福祉施設用地として市の行政財産となっておりますことから、無断で使用することはできない土地であります。</p> <p>今後につきましては、早急に利用者と話し合い、行政財産の目的外使用許可の申請をしていただき、重要な財産であります市の所有地の適切な管理を行ってまいります。</p> <p>【各児童館】</p> <p>ご指摘のありました、公印管理につきましては、令和 2 年 3 月 31 日付日田市公印規則にて廃止することとなっておりますが、その後の廃止手続きを失念し、天瀬児童館、大山児童館、松原児童館の公印を中央児童館にて管理を続けていたものです。</p> <p>ご指摘を頂き、天瀬児童館、大山児童館、松原児童館の公印につきましては、総務課に引き継ぎを行い、令和 7 年 1 月 24 日付で「公印廃止について（承認）」を頂きました。</p> <p>今後は、規則に基づき、速やかに処理をまいります。</p>